

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認※ ¹ 検査関係	美里町 建設課	TEL	(代)0495-76-1111／(直)0495-76-5134
		〒367-0194	FAX	0495-76-0909
		児玉郡美里町大字木部323-1	E-mail	toshikei@town.saitama-misato.lg.jp
		埼玉県熊谷建築安全センター	TEL	048-533-8776
		〒360-0841	FAX	048-533-1631
		熊谷市新堀500	E-mail	k338776@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可※ ² 適合証明	美里町 建設課	TEL	(代)0495-76-1111／(直)0495-76-5134
		〒367-0194	FAX	0495-76-0909
		児玉郡美里町大字木部323-1	E-mail	toshikei@town.saitama-misato.lg.jp
3	消防法	児玉都市広域消防本部	TEL	0495-24-0119
		〒367-0035	FAX	0495-24-8393
		本庄市西富田904-3	E-mail	kdm119@titan.ocn.ne.jp
4	道路 河川	本庄県土整備事務所	TEL	0495-21-3141
		〒367-0031	FAX	0495-25-1470
		本庄市北堀818-1	E-mail	
		美里町 建設課	TEL	(代)0495-76-1111／(直)0495-76-5134
		〒367-0194	FAX	0495-76-0909
		児玉郡美里町大字木部323-1	E-mail	toshikei@town.saitama-misato.lg.jp

※1 町役場では、受付業務のみ

詳細については、埼玉県熊谷建築安全センターで対応（TEL 048-533-8775）

※2 町役場では、受付業務のみ

詳細については、埼玉県川越建築安全センター東松山駐在で対応（TEL 0493-22-4341）

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	・ 埼玉県建築基準法施行条例 ・ 埼玉県建築基準法施行細則 ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）
2	都市計画法関係	・ 美里町開発行為協議基準
3	その他	・ 美里町道路用地の寄附受理に関する要綱 ・ 美里町旅館業を目的とした建築の規制に関する条例・施行規則

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	32cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値（※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	Ⅲ （埼玉県は規則で定めていない。）
3	基準風速（Vo）	30m/秒
4	庁舎所在地の緯度経度	東経139° 10′ 53″ 北緯 36° 10′ 38″ 標高 74.9m
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：美里町役場総務税務課会計係

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	用途地域の定めのある地域								
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例 問い合わせ 美里町 建設課0495-76-5134) <table><tr><td>区域</td><td colspan="2">主な締結事項</td></tr><tr><td>なし</td><td colspan="2">なし</td></tr></table>			区域	主な締結事項		なし	なし	
区域	主な締結事項									
なし	なし									
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ 美里町 建設課（0495-76-5134） <table><tr><td>種類</td><td>適用区域</td><td>建蔽率の最高限度</td></tr><tr><td></td><td>なし</td><td></td></tr></table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度		なし	
種類	適用区域	建蔽率の最高限度								
	なし									
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	問い合わせ 美里町 建設課（0495-76-5134） <table><tr><td>種類</td><td>適用区域</td><td>高さの最高限度</td></tr><tr><td></td><td>なし</td><td></td></tr></table>			種類	適用区域	高さの最高限度		なし	
種類	適用区域	高さの最高限度								
	なし									

美里町

埼玉県熊谷建築安全センター（R 7. 4 現在）

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	問い合わせ 美里町 建設課 (0495-76-5134)	<table><tr><th colspan="2">地区</th><th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="5">なし</td><td colspan="2">なし</td></tr><tr><td>建蔽率の最高限度</td><td>敷地面積の最低限度</td></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">壁面の位置制限</td></tr><tr><td colspan="2">なし</td></tr></table>	地区		容積率の最高限度/最低限度		なし		なし		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区		容積率の最高限度/最低限度																	
なし		なし																	
		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度																
		なし	なし																
		壁面の位置制限																	
		なし																	
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	問い合わせ 美里町 建設課 (0495-76-5134)	<table><tr><th>街区</th><th>容積率の最高限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>高さの最高限度</td></tr><tr><td>なし</td></tr><tr><td>壁面の位置制限</td></tr><tr><td>なし</td></tr></table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし								
街区	容積率の最高限度																		
なし	なし																		
	高さの最高限度																		
	なし																		
	壁面の位置制限																		
	なし																		
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	根拠条例 問い合わせ 美里町 建設課 (0495-76-5134)	<table><tr><th>地区整備計画区域</th><th>条例で定めている主な事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	なし	なし												
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																		
なし	なし																		
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	根拠条例 美里町建築協定条例 問い合わせ 美里町 建設課 (0495-76-5134)	<table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>なし</td><td></td></tr></table>	区域	主な締結事項	なし													
区域	主な締結事項																		
なし																			
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定		<table><tr><th>地名地番</th><th>団地名</th><th>備考</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	地名地番	団地名	備考	なし	なし	なし										
地名地番	団地名	備考																	
なし	なし	なし																	
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	1. 美里町ハザードマップ 2. 埼玉県河川砂防課ホームページ 区域指定の関係図書は、本庄県土整備事務所及び美里町建設課にて縦覧できます。																	
11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画 (建築基準法第68条の2に基づくものを除く)	問い合わせ 美里町 建設課 (0495-76-5134)	<table><tr><th>地区計画</th><th>地区整備計画で定める主な事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>	地区計画	地区整備計画で定める主な事項	なし	なし												
地区計画	地区整備計画で定める主な事項																		
なし	なし																		

美里町

埼玉県熊谷建築安全センター（R 7. 4 現在）

12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 美里町 建設課（0495-76-5134）	
		区域	主な締結事項
		なし	なし
13	都市計画区域編入時期	昭和47年4月7日	都市計画図
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 熊谷建築安全センター 確認・安全担当（048-533-8775）	
		市町村名	地域区分
		美里町	5 地域

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則	都市計画区域（市街化区域）	なし
	第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化調整区域）	なし
		都市計画区域（非線引き区域）	開発区域の敷地面積 3,000㎡以上
		都市計画区域外	なし

6. その他の届出等

届出等		対象		時期	提出先
1	高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
2	建築物省エネ法	適合性判定申請	すべての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物（※1）を除く）	※2	熊谷建築安全センター 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる	熊谷建築安全センター
3	建築物環境配慮制度（CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	熊谷建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	美里町建設課 （経由のみ）

美里町

5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか	工事着工の7日前まで	熊谷建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合	工事着工の前まで	熊谷建築安全センター
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合	工事着工の前まで	県建築安全課
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等	工事着工の30日前まで	美里町建設課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合	工事着工の前まで	美里町建設課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等	確認申請の前まで	美里町建設課 （経由のみ）
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上	確認申請の前まで	北部環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物	建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	美里町建設課 （経由のみ）

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※ 1 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物

※ 2 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※ 3 問合せ先 ： 美里町建設課 （TEL0495-76-5134）